

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十二、陳情第四一七号、無年金者の実態を調査すること及び最低保障年金の制度化を国に求める意見書提出の陳情書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、陳情第四一七号、無年金者の実態を調査すること及び最低保障年金の制度化を国に求める意見書提出の陳情書について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本年三月十三日の審査においては、採択してほしいとの意見がありましたが、無年金者の実態調査には大変な費用がかかり、個人のプライバシーまで踏み込むことであり、さらに調査勉強するため、継続したいとの意見があり、起立により採決し、賛成少数で継続となった。

今回の委員会では、委員より、各市の状況を知りたいとの要望があり、局長より、提出されているのが三市で、そのうち二市は三月に不採択、一市は類似の陳情を審査中であるとの説明があった。

委員より、趣旨はわからないわけではないが、法律というのは線引きが必要なので、何でもお金をあげればいいということではないと思う。これを市議会に取り上げて実態調査する必要があると思うので、不採択としてはどうかと思う。また委員より、調査については個人のプライバシーにかかわることであるとのこと、調査についても至難と思うので、不採択としてはいい。

また委員より、無年金者の実態もわからないし、ほとんどの人が年金で暮らす形になると思うので、実態調査や最低保障年金の制度があった方がいいと思う、採択すべきだと思う。委員より、福生市のひとり

暮らしの老人の中にも、全くお金がなくても市に要望していない人もいるように見受けられるので、そういった調査は必要だと思う。採択すべきであるとの意見もあり、賛成、反対の意見があり、起立により採決いたしましたところ、賛成者少数で、陳情第四一七号は不採択とすることに決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第四一七号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第四一七号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（赤星行人君） 起立少数であります。よって陳情第四一七号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十三、陳情第四一七号、西多摩交通圏を個人タクシー認可地域とすることの陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきまして、陳情第四一七号 西多摩交通圏を個人タクシー認可地域とすることについて、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

本陳情について意見を求めましたところ、委員より、西多摩も人口が増加している現状で、また個人タクシートの評判も非常によく、よい意味での競争相手ができることにより、既存業者のサービス向上にもつながると思われる、利用者にとっても非常に喜ばしいことである。またタクシー業界で働く方々が独立して自分の事業が持てる機会を、この西多摩で運転している方にだけ与えないのはまことに不合理であり、本陳情については採択をして、西多摩地域にも個人タクシーの営業が早急に確立されることを望むものであるとの発言がなされ、お諮りしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(赤星行人君) 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第四一七号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって陳情第四一七号は委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(赤星行人君) 十一時十分まで休憩をいたします。

午前十時五十三分 休憩

午前十一時 八分 開議

○議長(赤星行人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十四、議案七十号、福生市立熊川保育園建築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 説明に先立ちまして、本議案以下三件の取り扱いにつきまして、御高配を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

それでは御指名をいただきましたので、議案第七十号、福生市立熊川保育園建築工事請負契約につきまして、提案理由、並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

本件は保育環境の充実向上を図るため、福生市立熊川保育園建築工事を施行しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げます。

それでは本工事の概要につきまして、説明を申し上げます。

本工事はRCづくり二階建てでございまして、一階は保育室三室、事務室、食事室、調理室、便所、機械室等で三百二十・九二平方メートル、二階は保育室三室、遊技室、休憩室、便所等で二百七十二・九五平方メートルで、合計の延べ床面積は五百九十三・八七平方メートルでございます。

次に契約の關係でございしますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が福生市立熊川保育園建築工事で、契約の方法といたしましては、指名競争入札による契約でございます。契約の金額は一億七千二百八十三万四千円でございます。この金額は消費税五百三万四千円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考に供していただきたいと思います。

次に工期でございますが、契約確定の日から、平成五年二月二十六日までとなっております。契約の相

手方は、東京都福生市志茂一六一番地、田村建設工業株式会社代表取締役、田村洋一郎でございます。
なお本工事の施行管理につきましては、本工事の実施設計を委託しました株式会社多摩建築設計事務所と委託契約をいたす予定でございます。

また本件に対します関連工事としまして別途に、換気設備工事につきましては、立川市柴崎町二丁目二五番三号、八重洲工業株式会社と四千三百二十六万円で、電気設備工事につきましては、福生市大字熊川一〇六八番地、宮崎電気株式会社と一千五百九十六万五千円で、また給排水衛生設備工事につきましては、福生市志茂二〇〇番地、株式会社桑林工業所と一千八百二十五万五千円でそれぞれ契約を予定をいたしております。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） この契約そのものについては特にないわけですが、ちょっと関連して、結局今つくる、建てかえをするということ、仮の園ということ、片倉の方でプレハブをつくりまして、そこでやるわけですが、かなりそれらの期間、片倉の方でやるわけですが、それに関連しての交通安全対策というのは、どういうふうな配慮がされているのか非常に心配なのですが、その辺ひとつお聞きしたいと思います。一つは確かに奥多摩街道との入口の部分と、それからさらに進んで、福生院の隣といいますが、片倉の敷地とその市道との出口の部分、その二カ所になるかと思うのですが、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○福祉部長（石川和夫君） 仮園舎につきましては交通安全対策でございますけれども、片倉から出たところにつきましてはカーブミラーを設置させていただいたわけでございますけれども、片倉から出まして、奥多摩街道に出るところにつきましては、非常に出にくいというふうなことが言われておりまして、これにつきましては関係部とも協議し、また警察の方に信号機設置というふうなことでお願いはしておるところでございます。

○十一番（松山 清君） 奥多摩街道の方の信号機はすぐにはなかなか難しく、今のところつくる工事は始

まっているという様子がないのですけれども、多少信号機の方は見通しがあるのかどうかその点と、それからいわゆる片倉の敷地の方からすぐ出るところのカーブミラーくらいであそこはいいのかどうか。私は今まではL字型が今度T字型の交差点になるのですから、やはり「とまれ」といいますか、ストップ、そういうものをどちらかにつける必要があるのではないかというふうに思っています。私もあそこを利用するものとしては非常に心配なところなのです。というのは、今までもあそこを残土を搬入するトラックなんかがあったわけですが、それ等の間でぶつかりそうなことがあったというふうなことを見てもおられますので、朝夕に送迎するお母さんたちが急いでいる中で、そういうところで事故が起きたということがあるのは本当に困るわけなので、十分考えていただきたいというふうに思うのですが、カーブミラーだけでいいのかどうか、その点非常に心配なのですが。

○福祉部長（石川和夫君） 御指摘の点につきましては、父兄の方々にも御協力いただくと同時に、安全対策に万全を期したいと、そんなふうに思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十号は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十五、議案第七十一号、中央排水区H一四その一工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第七十一号、中央排水区H-I四その一工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。
本件は福生市公共下水道計画に基づきます中央排水区のうち、五日市線西側の武蔵野、鍋一地区の雨水を排除するための管渠の整備でございます。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく提案申し上げたものでございます。

それでは本工事の概要につきまして説明を申し上げますが、別添で案内図をつけてございますので、御参照いただきたいと思います。本工事は中央三号幹線の支線として施行するものでございまして、施行区間は福生市熊川四百四十七番地先の高木様宅前から、山王橋通りを北に向かって福生市熊川五〇七番地先の斎藤アパート前までの延長百二十五・五メートルでございまして、管渠の内径は千百ミリメートルを推進工法により、夜間施工するものでございます。その他人孔を一カ所築造しようとするものでございます。次に契約の關係でございますが、本議案に記載してございますように契約の目的が、中央排水区H-I四その一工事で、契約の方法といたしましては、指名競争入札による契約でございます。契約の金額は九千四百三十四万八千円ということでございまして、この金額は消費税二百七十四万八千円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考に供していただきたいと思います。

次に工期でございますが、契約の確定の日から平成五年一月二十九日までとなっております。契約の相手方は、東京都江東区大島二丁目八番六号、多田建設株式会社代表取締役、多田公昌でございます。以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十一号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(赤星行人君) 日程第十六、議案第七十二号、本町排水区H-I四その一工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第七十二号、本町排水区H-I四その一工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、説明を申し上げます。  
本件は福生市公共下水道計画に基づきます本町排水区のうち、青梅線西側の長沢、永田、加美一地区の雨水を排除するための管渠の整備でございます。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく提案を申し上げたものでございます。

それでは本工事の概要につきまして、説明を申し上げます。別添で案内図をつけてございますので、御参照いただきたいと思います。本工事は本町幹線の支線として施行するものでございまして、施行区間は福生市福生一一六〇番地先第五分団車庫詰所から、奥多摩街道を北に向かって福生市福生一一七八番地先の宮本橋手前までの延長百五十五・四メートルでございまして、管渠の内径は千及び千百ミリメートルを、



○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって諮問第一号は、諮問どおり異議ない旨答申することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十八、議案第七十三号、西多摩地域を個人タクシー認可地域とするに關する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（七番 須釜亮次君登壇）

○七番（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第七十三号、西多摩地域を個人タクシー認可地域とすることに關する意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本意見書につきましては、さきに採択されました陳情第四一七号に伴うものであります。人口の増加著しい西多摩と同じ都下の北多摩、南多摩との格差是正、ひいては住民の交通手段の向上を目指したいとする本意見書の趣旨に、議員各位の賛同を得て、関係主務機関に提出いたしたく御提案申し上げた次第であります。

何とぞ、御審議賜り、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十三号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十九、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務及び厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出が五件ありました。

お諮りいたします。

本五件については、総務及び厚生委員会において起立により継続審査となっておりまますので、起立により採決いたします。

本五件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって本五件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって本特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成四年第二回福生市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時三十一分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 赤星行人

議員 有桑 巽

議員 井上 寅吉

議員 上野 重勝

議案第七十三号

西多摩地域を個人タクシー認可地域とすることに関する意見書  
右の議案を提出する。

平成四年六月二十四日

|     |      |
|-----|------|
| 提出者 | 須釜亮次 |
| 賛成者 | 吉沢嘉翁 |
| "   | 在原博  |
| "   | 東田正治 |
| "   | 小野沢久 |
| "   | 原敏子  |
| "   | 上野重勝 |
| "   | 仲村清信 |

福生市議会議長

赤星行人 殿

西多摩地域を個人タクシー認可地域とすることに関する意見書

日本の首都東京のベッドタウンとして発展を続ける西多摩地域には大量人員輸送を担う青梅線、五日市線、八高線、西武新宿線が通っている。しかし、区内に比べて鉄道と連係する交通機関の整備は遅れていると言わざるを得ない状況にある。特に夜間、深夜、早朝における交通機関の確保は切実な問題となっており、また老人、身障者等が必要に応じて容易に利用できる交通機関としてのタクシーの確保が望まれている。

現在、東京都においては二十三区及び北多摩・南多摩地域について個人タクシーが認可されているものの、人口の増加が進む西多摩地域が認可されていないことは憂慮に耐えないところである。

よって、福生市議会は、地域住民の利便性向上の見地から、早期に西多摩地域を個人タクシー認可地域とされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成四年六月二十四日

福生市議会議長

赤 星 行 人

内閣総理大臣  
運輸大臣 殿

写

福総文発第九百九十七号

平成四年六月十九日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

追加議案の送付について

平成四年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第七十号 福生市立熊川保育園建築工事請負契約
- 二 議案第七十一号 中央排水区H―四その一工事請負契約
- 三 議案第七十二号 本町排水区H―四その一工事請負契約
- 四 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について